

艤の字、船に同じとす。是本邦四拾挺立以下を小早と云者なるべし。○中略

拾貳挺立或は二十六挺と云。
是より以下准之。

拾四挺立○中略

拾六挺立○中略

拾八挺立

貳拾挺立

貳拾貳挺立○中略

二拾四挺立

二拾六挺立

二拾八挺立

三拾挺立

三拾二挺立

三拾四挺立

三拾六挺立

三拾八挺立

四拾挺立 貳挺立よりこゝに至て、以上二十名、矢倉なき者、是を小早といふ、多く半垣作り也、或は欄干造、其外數名、みなこのうちに有。

〔和漢船用集舟名數海舶〕渡海 小早舟と呼、關舟の小早とは各別にて、早舟に次の小早なり、このゆへに五六端帆より、大船は十七八端にいたる、いづれも小早と云也、中國九州の堺、長州赤間が關、豐前門司が關、此渡海の舟、小倉渡海と云、總屋形總矢倉也、左右に蔀ありて、船あり、臺有て垣立なし、近比艤に垣立を用、此舟、豐前、周防、長門の國に有て、小倉舟を名とす、九州の諸士、交代の乗船、又旅客をのせて、常に攝州より小倉に往來す、下荷物を積て、上の艤に衆客裝のすべし、是渡海舟の第一とす、渡海造りといふ者一法也。

〔和漢船用集舟名數海舶〕二人漕 關船の大船也、二人漕何拾挺立と云、四拾挺立以上なる者、櫓一人におよべり、船の造り様も違ありて、増減の規矩あるものなり。

〔和漢船用集河海江湖獵船〕獵船 魚船鄉談打魚船 水滸傳 捕魚船 正音 並に同じ、凡海中の獵船、その大なる者、五六十石程の舟にすぐべからず、舟の中倉に仕切を入れ、加敷上棚の舟ばらに夾間をあけて、潮を舟の内に出入せしめ、其うちへ魚をとりいる、なり、生魚舟也、又イクス鯨ともいへり、○中略